

2026 年度秋セメスター SECOND プログラム募集要項

INDEX

1. SECOND プログラムについて
2. プログラムの詳細
3. プログラムの申請と選考
4. プログラムに関わるスケジュール
5. 参加条件
6. 免責事項・注意事項
7. プログラムに関する問い合わせ先

1. SECOND プログラムについて

「SECOND(SElf CONFirmation and Development)」プログラムは、1-3 セメスター(国内学生・国際学生)を対象とし、10 日間にわたって東南アジアで、グループごとに決めたトピックについて現地調査(対象集団への聞き取り)を行うプログラムです。積極的にコミュニケーションを図りながら現地調査と現地観察を行い、東南アジアへの関心・理解、異文化理解、チームビルディングとチームワーク、困難な状況下での異文化耐性力(レジリエンス)を高めます。さらに、東南アジアでの経験学習を踏まえて、自身の学修意欲の向上や継続的な学修分野との関連づけを目指します。

今回の渡航国は、タイとベトナムの2 か国とします。プログラムの学習目標は次のとおりです。

- ① 異文化コンピテンスの理論と実践にもとづく自文化・異文化理解の向上
- ② 異文化における集中的なグループワーク及び調査活動を通じた、日本語及び英語によるコミュニケーションスキルと協働力の向上
- ③ 心的負荷のかかった環境における異文化耐性力及び自律的に行動・学習する力の向上
- ④ 現地調査による東南アジアへの関心と理解の向上

2. プログラムの詳細

2026年度秋セメスターの SECOND プログラムは以下の内容で実施します。

科目名	異文化フィールドワークⅡ
担当教員	津久井 純 准教授(EDLSC)
実施形態	事前・事後授業・海外実習
実習期間	2027年2月18日(木)～2月27日(土) ※バンコク集合日時:2027年2月18日(木) 18:00 (ICT) ※実習だけでなく、ガイダンスと事前・事後授業を含めた全日程への参加が必須です。
履修登録	2026年度秋セメスター科目として大学が自動登録
単 位	2 単位(2026年度秋セメスターの履修科目登録上限単位数には含まれません)
成 績	通常の評価(A+, A, B, C/F) 科目登録/成績付与されるセメスター:2026 年度秋セメスター 成績発表: 2027 年度春セメスター 受講辞退期間1前 成績問い合わせ: 2027 年度春セメスター科目 成績問い合わせ期間
開講言語	E/J
派遣人数	30 名(最少 5 名)

3. プログラムの申請と選考

申請書類に不備がある場合は、選考対象となりませんので注意してください。

申請資格	申請時点において、次の要件を満たす学生。 ● 1-3 セメスター生であること(国内生・国際生) ● 申請時点で 2 セメスター生以上の場合は、前セメスター修了時まで以下単位数を修得していること 2 セメスター生: 14 単位以上、3 セメスター生: 28 単位以上 ● 2026 年度秋セメスターに通常在籍していること ● 2026 年度秋セメスターに在籍状態が「留学」や「休学」ではないこと ● 停学中の学生は、申請締切日までに停学期間が終了する場合には、申請可
申請書類	オンライン申請フォーム(申請期間のみオープン) https://forms.cloud.microsoft/r/PtqpVrEqgz ※以下を準備のうえ、申請してください。 ● エッセイ 2 点「私と東南アジア」・「調査されるという迷惑」(詳細は申請フォーム内で確認してください) ● パスポート情報(申請時点では、未所持/未更新でも申請可) ● 保証人情報(氏名、電話番号、住所) ● 健康状況自己申告(選考には影響しません) 
申請期間	2026年 10 月 7 日(水)～10 月 21 日(水)14:00 締切
募集ガイダンス	日時: 2026 年 10 月 7 日(水)4 限 14:20-15:20 会場: 後日更新(キャンパスにて対面で実施予定)
選考	書類審査により選考を行います。 必要に応じて面接を行う場合があります。
選考結果発表	2026年 11 月 6 日(金)中に Student Portal の「お知らせ」にて通知します。

4. プログラムに関わるスケジュール

以下の予定は、**全て参加必須**です。無断欠席は認めません。

※オンラインと記載のあるもの以外は、全て対面で実施します。

※対面セッションの教室、オンラインセッションの Zoom MTG ID は、実施日前に通知します。

対面の場合、オンライン配信は行いません。

日時	内容	詳細
2026年		
11/11(水) 5・6 限	受講者ガイダンス	全体ガイダンス(海外旅行保険、危機管理システム、予防接種等)、SECOND ガイダンス
11/13(金) 14:00	プログラム費支払い 誓約書提出〆切	※プログラム費用の支払い先、誓約書の提出方法 詳細は、選考結果発表時に案内 ※期限に遅れた場合は、いかなる理由でも 合格取り消しとなります。
11/25(水)	海外旅行保険告知書 提出〆切 パスポート提出〆切 (申請時未提出者のみ)	(プログラム前後の個人旅行も含めた) 日本出国・日本帰国日を申告 ※詳細は受講者ガイダンスで案内

12/2(水) 5 限	事前授業 1	オリエンテーション、学びの目標設定、異文化理解、個人聞き取り調査演習 1
12/6(日)	海外旅行保険料 支払い〆切	
12/16(水) 5 限	事前授業 2	グループ聞き取り演習 2、調査計画
2027年		
1 月 ※オンデマンド配信	危機管理授業	配信日以降、各自都合の良い時に動画視聴してください(出席確認・理解度クイズあり)
1/13(水) 5 限	事前授業 3	聞き取り演習の成果共有、調査計画
1/13(水) 6 限	出発前ガイダンス Part 1	保険証券等配布、持ち物確認、体調管理
2/12(金) 5 限 ※オンライン	事前授業 4	目標の振り返りと自己評価、調査計画の共有
2/12(金) 6 限 ※オンライン	出発前ガイダンス Part 2	デジタルアライバルカード手続きなど
2/18(木)～ 2/27(土)	現地実習	フィールドワーク、タイ/ベトナム校友交流会、振り返りディスカッション、調査結果プレゼンテーション
3/5(金) 6 限 ※オンライン	事後授業 1	グループ・個人レポート草稿の検討・修正点の確認、レポートの公開・出版計画
3/12(金) 6 限 ※オンライン	事後授業 2	グループ・個人レポート草稿の検討・修正点の確認、レポートの公開・出版

◎現地実習行程(予定)

日程	内容
1 日目 (2/18)	集合日時:2027 年 2 月 18 日(木)18:00 (ICT) 集合場所:バンコク市内、グループごとに事前手配したホテル集合 タイ在住校友と交流会、バンコク泊
2 日目 (2/19)	授業①(対面)、バンコクより地点 A へ移動<陸路>、地点 A 泊
3 日目 (2/20)	地点 A で調査活動、地点 A 泊
4 日目 (2/21)	地点 A で調査活動、地点 A 泊
5 日目 (2/22)	地点 A よりバンコクへ移動<陸路>、授業②(対面)、バンコク泊
6 日目 (2/23)	<u>タイ・バンコクからベトナム・ハノイへ移動<空路></u> ※大学が指定するフライト便(ベトナム航空を予定)を各自で手配 ハノイ泊 (以降、ハノイ泊)
7 日目 (2/24)	午前 授業③(対面) 地点 B へ移動 到着後、調査活動、夕方ハノイへ移動
8 日目 (2/25)	地点 B で調査活動
9 日目 (2/26)	ハノイにて発表準備

10 日目 (2/27)	午前 発表準備 午後 授業④⑤(対面) 夕方 校友との夕食会、午後 8 時頃終了予定 ※現地解散
--------------	--

* 以下の手配は、参加者自らが行う必要があります。詳細は受講決定後のガイダンスや事前授業で案内します。

- 実習初日バンコクまでの移動、最終日ハノイからの移動(海外航空券)
- 実習 6 日目バンコクからハノイまでの航空券(大学が指定する便を各自手配)
- 調査活動に伴う現地の移動
- 実習中の宿泊(教員より詳細指示あり)

5. 参加条件

(1)経費 プログラム受講には、プログラムに要する費用を支払う必要があります。

プログラム参加費用	約25,000 円(正確な金額は合格発表時に通知します)
支払期限	2026年 11 月 13 日(金)14:00
※支払方法は、合格発表時に通知します。	

◎プログラム費用の内容は以下のとおりです。

プログラム参加費用に含まれるもの	プログラム費用に含まれないもの (自己負担するもの)
● 現地会議室使用料(4 か所) ● 校友・現地協力者への謝金 ● 最終日ハノイでの交流会費 ● 通信費(各グループに 1 枚 SIM カード 配布) ● 危機管理システム加入料 ● 備品・衛生用品費	● 集合地バンコクまでの移動費(航空券) ● 解散地ハノイからの移動費(航空券) ● 実習 6 日目バンコク⇒ハノイの移動費(航空券) ● 実習中の宿泊費 ● APU 指定の海外旅行保険(加入必須) ● 食費、個人的な費用等 ● 調査活動に関わる備品、コピー代等 ● 査証(ビザ)取得費用(必要な場合) ● 予防接種費用(任意) * その他追加発生する費用は自己負担となります。

(2)受講において必要な手続き等

現地集合、現地解散に関わって

- ・ 現地集合場所まで、及び、現地解散後の交通(宿泊)手配は、各自で行います。
- ・ 現地集合場所・日時は「[4. プログラムに関わるスケジュール](#)」に記載の通りです。
- ・ 定められた集合場所に指定の日時までに到着できるように、各自の責任で航空券等の交通手段を手配・購入してください。
- ・ 出国から帰国までの経路に[外務省の危険レベル 2 以上の国・地域](#)を含む場合、Off-campus Programs に参加できません。

実習中のバンコク～ハノイの移動について

- ・ 実習6日目に受講者全員でタイ・バンコクからベトナム・ハノイへ空路移動します。大学が指定する便を 11/11(水)実施の受講者ガイダンス内でお知らせしますので、その便を各自で手配・購入してください。

パスポート

- ・ 有効なパスポートを所持していない場合は速やかに取得の手続きを開始し、2026年 11 月 25 日(水)14:00 までにパスポート画像を提出できるよう準備してください。
- ・ パスポートの残存有効期間が、渡航国ごとに定められた期間に満たない場合は、入国できません。各自確認のうえ、早めに更新を行ってください。

査証(ビザ)

- ・ 各自で事前に出国から帰国までの経路国におけるビザの要・不要を確認し、時間に余裕をもって手続きをしてください。
- ・ ビザ取得は参加者個人が責任をもって行なうものとし、取得できない場合は受講資格を取り消します。
- ・ 再入国許可が必要な国際学生は、忘れずに取得してください。

保険

- ・ 個人で既に参加している場合も含め、APU が指定する海外旅行傷害保険および危機管理システムへの加入が必要です。
- ・ 保険加入期間は、プログラム期間にかかわらず日本出国日から日本帰国日の全ての日数を含めなければいけません。保険料は海外渡航日程に基づき計算されますが、おおよその価格は以下の通りです。

渡航日数	海外旅行保険料	危機管理システム料
14 日まで	10,000 円程度	2,262 円
21 日まで	12,000 円程度	2,843 円
34 日まで	14,000 円程度	5,022 円

(参照)海外旅行保険料URL: <https://www.creohuman.co.jp/business/travel-ins/>

- ・ 保険加入プランは、原則「標準プラン」となります。「充実プラン A」または「充実プラン B」への加入を希望する場合は、別途必要な手続きを行ってください。
- ・ 保険加入手続きの流れ(詳細は、受講者ガイダンスにて案内)

時期	流れ
11/6(金)	選考結果発表時に保険手続きの案内
11/11(水)	受講者ガイダンスにて海外旅行保険加入手続きに関する説明
11/25(水)	海外旅行保険被保険者告知書(日本出国・日本帰国日の申告)提出期限 (希望者のみ)保険プラン変更希望の申請 提出期限
~11/26(木)	クレオヒューマンより、海外旅行保険料をメール通知
12/6(日)	海外旅行保険料の支払期限
2027 年 1/13(水)	出発前ガイダンスにて海外旅行保険証券を配布

誓約書

- ・ 本プログラムを受講するにあたり、受講者は大学への「[立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs に参加するにあたっての遵守事項・誓約書](#)(以下、遵守事項)」の提出が義務づけられています。受講者は予め遵守事項を確認し、同意の上プログラムに申請してください。
- ・ 誓約書の提出方法等詳細は、選考に合格した学生へ案内します。

予防接種

- ・ 受講者ガイダンスにて、APU ヘルスクリニックが推奨する予防接種の種類、推奨レベルを案内します。
- ・ 予防接種は必須ではありません。推奨レベル等の情報に基づき、接種するかどうかは各自で判断してください。接種を希望する場合は、各自ヘルスクリニックで病院予約の手続きを行ってください。

プログラムに係る各種提出物・プログラム費用の締切りについて

- ・ 受講が決定した場合、提出物(誓約書、各種サーベイ等、プログラムで提出必須と定めているもの)やプログラム費用の支払いについて、アウトリーチ・リサーチ・オフィスより案内を行います。
- ・ **参加に必要な提出物・プログラム費等(パスポートや査証の取得・費用支払い・保険加入・大学及**

び実習先から指定された書類等)の納付・提出は責任をもって指定期日までに行わなければなりません。指定期日までに提出物の提出・プログラム費等の納付が完了しなかった場合、いかなる理由であってもプログラムの参加が取り消されます。

- ・ 指定期日までの提出物提出・プログラム費納付の未完了を理由に、プログラムへの参加ができなくなった場合、その時点までに発生した費用を支払わなければなりません。

参加取消・辞退について

- ・ プログラム費用および誓約書を期日までに提出できなかった場合、プログラムへの参加は取消しとなります。
- ・ 申込後の辞退は原則として認めません。
- ・ やむを得ない理由(停学など学生処分を受けた場合も含む)であっても、参加決定後の取消・辞退については、その時点までに発生した費用を支払わなければなりません。

6. 免責事項・注意事項

(1)Off-campus Programs 参加における注意事項

別紙「[遵守事項](#)」を必ず確認してください。

(2)派遣中止について

- ・ 感染症の蔓延、社会情勢、派遣先の都合等の状況によっては、派遣中止判断を行う可能性があります。(添付)[遵守事項「5.経費および補償に関する事項」](#)参照)
- ・ プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先にいかなる費用も請求せず、その時点までに発生した費用を支払うこと。

(3)実習中の危機管理・健康確認

派遣中は日常と異なる環境下で、宿泊を伴う学修を進めることになります。危機管理、健康管理は自身の責任下で努めるようにしてください。

(4)姿勢

- ・ プログラムでの経験が有益なものになるかどうかは、受講者自身の姿勢や努力が大きく左右します。海外で異文化を受け入れる柔軟性や積極的な学習姿勢を持つことが必要です。各自でプログラムの参加目的をしっかりと定めてください。なお、派遣前後に行う事前授業やガイダンスへの出席は必須です。無断欠席は認めません。無断欠席をした場合は、参加取り消しになる可能性があります。
- ・ 書類や課題などの提出期日は必ず守ってください。また、プログラム参加中は大学が定めたルールを守らなければなりません。大学が定めたルールとは、別途「[遵守事項](#)」の他、飲酒、自動車・バイク運転、レジャースポーツの禁止があります。また、宿泊先では、宿泊施設の規則や指示に従ってください。

7. SECOND プログラムに関する問い合わせ先

部署: アウトリーチ・リサーチ・オフィス(A棟2階)

担当者: 名和、鏡

TEL:0977-78-1101

Email: first@apu.ac.jp

2026 年度 立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs に 参加するにあたっての遵守事項

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs(以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 基本姿勢

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならないこと。
- (2) 立命館アジア太平洋大学(以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関(以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならないこと。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならないこと。
- (4) 派遣前後に行う事前/事後授業やガイダンスは必ず出席しなければならないこと。
- (5) プログラム申請をした時点で受講の意思があるものとして選考をされているため、選考結果発表後の辞退は認められないこと。
- (6) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならないこと。

2. 参加の取消・派遣の中止に関する事項

- (1) [全派遣プログラム(交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)]参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合は、いかなる理由であってもプログラムの参加が取り消されることを了承する。
- (2) [交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインタープログラム]
参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合、参加取り消しをされる場合があることを了承する。
- (3) 上記に加え、以下のいずれかに該当する場合、選考結果発表後であっても、参加者のプログラム参加が取り消されることがあること。
 - A) 参加態度、出席状況等を勘案し、受講不適当と判断された場合
 - B) 選考結果発表後、懲戒処分の対象となった場合
 - C) 負傷、病気等で留学が適当でないと本学が判断した場合
 - D) プログラム期間中に、「Off-campus Study Programへ参加する学生のための危機管理ガイドライン(海外派遣プログラム対象)」に定める禁止行為を行った場合
 - E) プログラム所定の継続条件を満たさなかった場合
 - F) 学籍を喪失した場合
 - G) その他学生としての本分に反した場合
- (4) 参加を取り消された場合、成績は「F」評価となる(事前授業が開始される前に参加を取り消された場合は、「履修取消」となる)ことを了承する。ただし、交換留学、ダブルディグリープログラムおよび短期サマー/ウインタープログラム除く。
- (5) 次に当てはまる場合は、本学の判断により学生派遣が中止されることを了承する。
 - A) 派遣先国・地域についての外務省の危険情報がレベル2以上である場合。ただし、新たな感染症の蔓延等により、感染症危険情報が発令された場合は、状況に応じて判断する。
 - B) 実習先での天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ及びそれに類する事象、危機発生時の派遣先機関における派遣学生への支援内容その他不可抗力に起因する事態が発生した場合。
 - C) 派遣先が、渡航を伴う APU からの学生受入中止を判断した場合

3. プログラム実施場所への集合・解散に関わる事項

[全海外派遣プログラム(FIRST、サービسلラーニングを除く)]

- (1) プログラム期間中は現地集合および現地解散となることを了承し、行程中の安全確保も含め自己責任で行動すること。
- (2) 学生本人が航空券の手配を行い、本学が指定する期日までに旅程の提出を行うこと。
- (3) 予め本学に提出した旅程を理由なく変更しないこと。変更した場合は、変更した旅程を本学に提出すること。
- (4) プログラム参加のための渡航期間以外での行動は本学の責任ではなく、すべて参加者本人の責任において行動すること。

[FIRST、サービسلラーニング]

- (1) プログラムは現地集合および解散は認められず、プログラム実施期間前に個人で入国してはならないこと。
- (2) プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならないこと。派遣先国の滞在期間延長は、認められない。

4. 健康・安全管理に関する事項

- (1) [全海外派遣プログラム(FIRST、サービسلラーニングを除く)] 渡航前に、日本出国および日本帰国までのすべての渡航期間について、本学が指定する海外旅行傷害保険に加入すること。また、本学が指定する期間について、危機管理支援システムに加入すること。
[FIRST、サービسلラーニング] 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システムに加入すること。
[国内プログラムの場合] 本学が指定する国内旅行傷害保険へ加入すること。
- (2) 健康管理は、自らの責任で行うこと。また、健康状況および学修支援の要否を所定の書式にて申告すること。
- (3) 既往症等がある場合は、申し出ること。
- (4) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。

ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。

- (5) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。
- (6) 本学もしくは派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断された状況下で、自らの意思で受診をしなかった場合、如何なる問題が起こったとしても本学、派遣先はその責任を負わないこと。
- (7) 予防接種について、本学から推奨された予防接種を希望する場合、各自ヘルスクリニックで病院予約の手続きを行うこと。予防接種が必須の場合、ガイダンスでの指示に従うこと。

5. 経費および補償に関する事項

- (1) 締切期日までの提出物提出またはプログラム費納付の未完了、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへの参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (2) 天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ及びそれに類する事象その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先にいかなる費用も請求せず、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (3) プログラムに要する費用を本学に納入済みの場合、派遣中止、参加取消または辞退までに発生した費用を差し引いた差額が返金されることを了承すること。また、返金手続きには一定期間を要することを了承すること。
- (4) 本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 本人の故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならない、本学および派遣先はその責任を負わないこと。

6. 査証(ビザ)取得に関する事項

- (1) 出発から帰国までに必要となる査証(ビザ)を確認の上、学生本人の責任で申請すること。
- (2) 必要となる査証(ビザ)は、本人の国籍や派遣国・地域、滞在期間などによって異なるため、必要となる査証(ビザ)(トランジットビザを含む)および必要書類等は、各大使館のホームページ等で各自確認すること。
- (3) 査証(ビザ)申請要件は予告無しに変更される場合があるため、最新情報を入手すること。オンアライバルビザ(On-arrival Visa)での参加は、査証(ビザ)発給国の定めにより渡航前に査証(ビザ)を取得できない場合以外は認められない。
- (4) 万一、査証(ビザ)が取得できない場合は、派遣または留学は取り消しとなること。また、査証(ビザ)が取得できなかったことを理由として、派遣または留学開始時期の変更等は行わない。
- (5) [国際学生のみ]プログラム実施国の査証(ビザ)以外に、日本の在留許可期限および再入国許可の条件を確認すること。

7. 履修計画について

- (1) プログラム応募に際して、履修科目および修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認すること。
- (2) 卒業までの履修に関わって問題が判明した場合に本学は特別な配慮等は行わないため、自己責任において応募を行うこと。

8. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。

誓 約 書

私は、下記プログラムに参加するにあたり、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を理解し、各事項を厳守し、誠実に履行することを、ここに誓約します。申請書やその他提出書類に記載した個人情報(氏名、性別、生年月日、その他本プログラムに係り大学へ提供した情報)は、プログラム参加手続および本学が管理・運営に関する業務の目的のために、本学内で使用されること、また、第三者(派遣先大学・機関、旅行代理店、査証取得代行会社、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、関係国(日本、参加学生の母国、派遣国)の在外公館及び政府機関)に提供されることに同意します。

本人記入欄

日付 _____

学生本人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力不可)

学籍番号 _____

参加プログラム _____ (派遣先大学・機関: _____)

所属 _____ (APM / APS / ST / GSM)

回生 _____ (1 / 2 / 3 / 4 / その他)

郵便番号 〒 _____

住所 _____

※入力した内容が正しいかを再度ご確認ください

保証人記入欄 ※保証人欄は、父母・身元引受者が記載してください。

■私は、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を本人に遵守させるとともに、これに反することによって生じた一切の事項について責任を持つこととします。また、プログラム参加において本人が負担する一切の債務については、プログラムに要する費用を限度額として保証いたします。

日付 _____

保証人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力、本人による代筆不可)

郵便番号 〒 _____

住所 _____

※入力した内容が正しいかを再度ご確認ください

電話番号 _____

本人との関係 _____

【以下のいずれかに該当する場合、保証は無効であるため、プログラム参加によって生じる一切の債務は、学生自身が負担することとなります】

- ・ 本人または保証人の署名がそれぞれの当人による直筆でない場合、または、両人の記入欄における筆跡が同一人物のものであると判断される場合
- ・ 友人や知人などが保証人になっているなど、その保証能力に欠けると本学が判断する場合
- ・ 記入欄に未記入箇所がある場合
- ・ その他、内容について虚偽の疑いがある場合